

まえがき

この追加は、**JIS B 2011:2003** が、平成 16 年 3 月 20 日付けで改正されたことに伴って発行されたものである。



日本工業規格

JIS
B 2011 : 2004

青銅弁 (追補 1)

Bronze, gate, globe, angle, and check valves
(Amendment 1)

JIS B 2011:2003 表 4 浸出性能の判定基準を、次の表に置き換える。

項目	判定基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.01mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/L 以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.05mg/L 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8mg/L 以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0mg/L 以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2mg/L 以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/L 以下
銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0mg/L 以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200mg/L 以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05mg/L 以下
塩素物イオン	200 mg/L 以下
蒸発残留物	500mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下

表 4 浸出性能の判定基準（続き）

項目	判定基準
フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/L 以下
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	5.0mg/L 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下
エピクロロヒドリン	0.01mg/L 以下
アミン類	トリエチレンテトラミンとして 0.01mg/L 以下
2,4-トルエンジアミン	0.002mg/L 以下
2,6-トルエンジアミン	0.001mg/L 以下
酢酸ビニル	0.01mg/L 以下
スチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ブタジエン	0.001mg/L 以下
1,3-ブタジエン	0.001mg/L 以下

備考 平成 17 年 3 月 31 日までの間，表 4 の項中の有機物（全有機炭素（TOC）の量）とあるのは“有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）”と，項中“5.0mg/L”とあるのは“10mg/L”とする。